

令和4年度 山形県委託事業：在宅歯科医師等養成講習会事業

# 在宅訪問診療歯科医師等養成講習会 Web

## 2022年 9月3日(土)・4日(日)

### 【受講対象】

山形県歯科医師会会員、県内歯科衛生士等  
高齢期や在宅療養者に在宅歯科医療等を積極的に実施する予定にある方  
(歯科関連職以外の方も是非ご参加ください)

### 【講演1】高齢者で留意すべき顎口腔領域と全身の疾患

講師 日本歯科大学新潟生命歯学部口腔外科学講座

教授 田中 彰



### 【講演2】これからの訪問歯科医療－役立つ技術と器材－

講師 東京歯科大学口腔健康科学講座

摂食嚥下リハビリテーション研究室 教授 石田 瞭



### 【講演3】地域のインフラ歯科になろう！

～医療インフラとしての歯科医院～

講師 新潟県佐渡市まもる歯科

院長 渡部 守



### 【講演4】在宅訪問医療において多職種連携で歯科に求められるもの

－医療職ではない立場から訪問歯科推進と在宅での連携について考える－

講師 株式会社ユニバーサル山形

代表取締役 土屋 和彦



本講習会は「在宅療養支援歯科診療所の施設基準の研修」【口腔機能の管理】・【口腔機能の管理】および、「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準」【在宅医療又は介護に関する研修】に該当します。

実施要領、タイムスケジュールは裏面をご覧ください。

### 【申込方法・締切】



受講希望の方は、左記QRコードまたは山形県歯科医師会ホームページより8月26日(金)までお申し込みください。登録アドレスに招待メールをお送りします。

主催：一般社団法人山形県歯科医師会 <https://www.keishi.org/>



## 令和4年度「山形県在宅訪問診療歯科医師等養成講習会」実施要領

### 1. 目的

主に高齢期・寝たきり者等の口腔ケアの推進を図るため、歯科保健医療に関する知識の習得や地域における先進的な医科歯科連携等についての講習会を実施し、在宅歯科医療についての専門性をもつ歯科医師及び歯科衛生士をより多く養成し、在宅歯科医療の発展に貢献することを目的とする。

### 2. 日程・講習内容

【1日目】令和4年9月3日（土）13：00～16：00（12：50 Web配信開始）

【2日目】令和4年9月4日（日）10：00～17：00（9：50 Web配信開始）

※講習内容は、下記日程表をご参照下さい。「Web研修会（Zoomウェビナー）」

### 3. 受講対象

歯科医師又は歯科衛生士等で、高齢期や在宅療養者に在宅歯科医療等を積極的に実施する予定にある者。

### 4. 受講の申し込みと受講料等

受講料は無料です。令和4年8月26日（金）までに、山形県歯科医師会ホームページからご登録いただきお申込み下さい。

### 5. 修了証の交付と在宅歯科診療設備整備事業の申請

全日程を修了した方には、講習会最終日に山形県歯科医師会より修了証を発行いたします。部分受講の方は対象外となります。なお、本修了証は、歯科医師が在宅歯科診療設備整備事業の申請をする際にその資格を有することを証明するものとなります。ただし、在宅歯科診療設備整備事業の助成対象になるかは、その後、申請書や使用計画を提出していただき山形県の審査を受けた後に決定されます。申請されたすべての歯科医師が助成を受ける訳ではありません。また過去に在宅歯科診療設備整備事業の助成を受けた方は対象外となります。

### 6. 問い合わせ先

〒990-0031 山形市十日町2-4-35

山形県歯科医師会館 TEL 023-632-8020 FAX 023-631-7477

## 日程

### 【1日目】

13：00 趣旨説明・講演1

### 【2日目】

10：00 趣旨説明・講演2

13：00 休憩

14：00 講演3

15：30 講演4

17：00 終了

※日程は当日変更となる場合があります。  
あらかじめご了承ください。

### 歯科医師の皆様へ

#### ○山形県在宅歯科診療設備整備事業への申請

本講習会の全日程を修了した歯科医師が常に勤務する医療機関が、在宅歯科医療を実施するために必要となる医療機器等に係る初度設備の整備をしようとする場合、整備に要した費用の3分の2が助成されます。なお、在宅歯科医療機器を購入できる時期は山形県が交付決定後となりますが、令和4年度の山形県在宅歯科診療設備整備事業の実施は現段階で確約するものではありません。

#### ○留意事項

- ・過去に設備整備事業の助成を受けた方は対象外となります。
- ・講習会参加の証明はZoomウェビナーの参加記録、終了後のアンケートの提出が必要です。
- ・本講習会は「在宅療養支援歯科診療所の施設基準の研修」【口腔機能の管理】・【口腔機能の管理】および「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所追加研修」【在宅医療又は介護に関する研修】に該当します。